

黒部市にお住まいの 不妊治療費の助成を希望される皆さまへ

黒部市では体外受精、顕微授精を受けているご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

◎ 対象となる方

市内に1年以上住民票があり、申請日に黒部市に住民票があるご夫婦(法律婚)で、次の治療を受けた方です。

- ① 体外受精または顕微授精の治療を受けた方
- ② 体外授精または顕微授精による不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を受けた方

※いずれも保険適用の有無は問いません。

◎ 助成する金額

上記の治療にかかった自己負担額に対し、夫婦一組に対し、申請した日を基準として、

- ① 年度¹⁾額30万円を限度に助成します。(限度額に達するまで申請可能です。)
- ② 1回の治療につき15万円まで助成します。

1)年度とは、毎年4月1日～翌年3月31日の期間をいいます。

※ ①・②とも、1回の助成金額は、治療費から健康保険組合等の規定による保険給付、国・県等の助成金を差引いた額です。

※ 不妊診断のための検査費、胚凍結保存維持管理料は含みません。また、文書料や入院時の食事療養費、差額ベッド代などの治療に直接関係のない費用も助成対象となりません。

<保険適用の治療を受ける方へ>

保険適用の治療を受ける方は、医療機関の窓口で支払う額がひと月の上限額を超えた場合、その超えた金額が支給される高額療養費制度の支給対象となる可能性があります(上限額は所得によって区分されます)。

治療を開始する前に、あらかじめご加入の健康保険組合等から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口に提示することで、ひと月の支払額が上限額までとなります(限度額適用認定証の交付を受けず、自己負担額全額を支払った場合でも、後日ご加入の健康保険組合等へ申請することで、高額療養費の支給を受けることが可能です)。

治療開始前に、ご加入の健康保険組合等へご相談の上、ご自身の自己負担の上限額の確認、および限度額適用認定証の交付を受けましょう。

◎ 申請の流れ

- ① 医療機関の窓口で、治療費のうちの自己負担額を一旦支払っていただきます。その際の領収書・明細書が申請時に必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ② 高額療養費や国・県等の助成金の支給対象となる場合は、治療終了後、それらの支給決定を受けた後に、申請手続きにお越しく下さい。
- ③ 申請後、書類審査の上、申請された方の口座に助成金が振り込まれます。

※転入者の場合は、黒部市に転入後の治療が助成対象です。

◎ 申請に必要な書類

- ・黒部市不妊治療費助成金交付申請書
- ・対象治療の領収書、明細書
- ・黒部市不妊治療費助成金交付にかかる不妊治療等証明書
- ・黒部市長あての請求書
- ・医療保険各法に定める被保険者証、限度額適用認定証(保険診療の場合)
- ・県等の助成金や、高額療養費の支給がある場合、その金額がわかる書類(交付決定通知書や支給決定通知書等)
- ・戸籍抄本(勤務の都合等で夫婦が同一世帯にない場合のみ)

※ 申請に必要な書類は、県立中央病院・富山赤十字病院を除く県内の医療機関、黒部市こども家庭センターにあります。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

※ 医療機関に治療内容や治療にかかった費用等について確認する場合があります。また、ご加入の健康保険組合等に保険給付の内容を確認する場合があります。あらかじめご了承ください。

◎ 申請方法・場所

治療が終了した日から1年以内に上記の必要書類を黒部市こども家庭センターに提出してください。